

鳥栖市文化事業協会 ilex 会員規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、ilex (アイレックス：別紙) という。

(目 的)

第2条 この会は、鳥栖市民文化会館において鳥栖市文化事業協会（以下「協会」という。）が実施する文化事業等を通して、ilex 会員（以下「会員」という。）相互の交流を図り、鳥栖市の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 ilex に関する事務を処理するため、協会内に事務局を置く。

(会 員)

第4条 会員とは、この規約を了承のうえ、協会へ入会の申し込みをし、協会が適当と認めた個人及び法人・団体をいう。

2 会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は、入会の日から翌年の入会した日の属する月の末日までとする。

(入会及び継続手続)

第5条 ilex に入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記載のうえ、会費を添えて協会に申し込むものとし、この入会手続を行った日を入会日とする。

2 会員の資格を継続しようとする者は、継続申込書に必要事項を記載のうえ、会費を添えて協会に申し込むものとする。

3 前項による手続及び会費の支払いがない場合は、退会とみなす。

(会員証)

第6条 会員には、会員証を発行する。

2 会員証は、本人に限り有効とし、他人に譲渡又は貸与してはならない。

3 会員は、会員証を紛失し、又は盗難にあったときは、直ちに協会へ届け出なければならない。

4 紛失、盗難その他の事由により、会員証を他人が利用することにより生じた損害は、会員が負うものとする。

(年会費)

第7条 年間の会費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 個人会員（新規） 3, 000円

(2) 個人会員（継続） 2, 500円

(3) 法人・団体会員（新規） 6, 000円

(4) 法人・団体会員（継続） 5, 000円

(会員の特典)

第8条 会員は、次に掲げる特典を受けられるものとする。

(1) 各種公演・文化事業等の情報提供

(2) 協会が提供する特典

(届出事項の変更等)

第9条 会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合は、直ちに協会へ届け出なければならない。

(退会等)

第10条 会員は、退会しようとするときは、速やかに協会に会員証を返却するものとする。ただし、会員期間中の退会については、支払済の会費は理由を問わず返還しない。

2 会員が虚偽の申告、代金の未払いその他この規約に違反する場合及び illex の運営上支障がある場合は、会員資格を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、illex の運営に関する必要な事項は、事務局が別途定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別紙

ilex（アイレックス）の名称由来

- ・市木「もちの木」の学名
- ・シンプルで言葉の響きもよく親しみやすい名称であり、若葉や緑色を連想し癒しのイメージがある。
- ・文化事業等のイベント開催（日光・太陽）を通じて、鳥栖市の文化芸術の発展（しっかりと根付き、大木となり、さらには実をみのらせる）に寄与する。